

令和 7 年度エンデュランス規程 主な改定箇所
(令和 7 年 4 月 1 日付施行予定)

令和 7 年 3 月 26 日
エンデュランス本部

第 8 編 エンデュランス競技 <抜粋>

第 802 条 主催および公認エンデュランス競技会 (JEF)

802.1.2 走行時間制限は設営するコースによって適正速度を考慮し、設定しなければならない。走行平均速度が時速 8km 時速 9 km 以上となるよう設定する。

第 805 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

~~第 805 条 負担重量 (JEF)~~

~~805.1 距離 100km 未満の競技では負担重量は設定しない。100km 以上の競技で最低負担重量を設定する場合は 70kg とする。負担重量の検量は、必要な場合は乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。~~

~~805.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。~~

~~805.3 競技会において最低負担重量を設定した場合、要件の遵守：~~

~~805.3.1 組織委員会は、競技会にて正確な重量計を提供しなければならない。~~

~~805.3.2 選手は競技中、コースのループを走行している間（コース上を騎乗中あるいは馬を曳いている間を含む）は常時、最低負担重量を装着していなければならない。~~

~~805.3.3 検量はスタート前とフィニッシュ後に行わなければならない。また役員の要請があれば検量インスペクションを競技中のいかなる時点でも無作為に行うことができる。~~

~~805.3.4 下記第 805 条 3.5 に従い、選手が最低重量要件を遵守し損ねた場合、あるいは検量を受けなかった場合、当該選手は重量不足で失格となる。~~

~~805.3.5 選手が競技中に重量測定を受け、最低重量を 1kg 未満下回った場合、当該選手は競技継続を認められる。同一競技中に、当該選手が再度検量を受けて最低体重を（多少なりとも）下回った場合、当該大馬コンビネーションは失格となる。~~

第 811 条 競技前ブリーフィング (JEF)

811.1 すべての競技について、競技前ブリーフィングを行わなければならない。選手、チーム監督（該当する場合）参加団体の責任者（該当する場合）、役員、獣医師全員の出席が必要である。出席できない場合は技術代表の許可が必要である。クルーメンバーについては出席することが望ましいが、必須ではない。

第 825 条 馬具と装具

825.2.6 革製あるいはプラスチック製の鼻革が認められる。皮膚に炎症を生じる恐れがある（あるいは生じる）ほどに鼻革をきつく締めてはならない。鼻の正面で鼻革に少なくとも 2 本の指が入るほどに調整しなければならない。(JEF)

2026 年 4 月 1 日から、鼻革の検査については、獣医規程第 1026 条 9 を適用する (JEF)

第 839 条 競技出場停止期間 (MOOCP) (JEF)

839.2 追加の MOOCP :

839.2.1 FEI あるいは JEF 主催・公認競技会で次のような状況が発生した場合は、第 839 条 1 に定める期間に加えて、次の MOOCP とその他の要件が適用される（下記の状況が 2 つ以上ある場合は、追加の MOOCP が累積される）：

事例	追加の MOOCP とその他の要件
コースで完走したループの平均時速 21 km (第 838 条に準拠して算出)を超えている馬	7 日
1 年間に 2 回目の FTQ-ME (失権-代謝異常)	14 日
1 年間に 3 回目(あるいはそれ以上)の FTQ-ME (失権-代謝異常)	60 日 (第 839 条 2.3 による延長もある)
1 年間に 3 回目(あるいはそれ以上)の FTQ-GA (失権-異常歩様)	180 日
重篤な損傷 (筋骨格)	180 日 (第 839 条 2.3 による延長もある)
重篤な損傷 (代謝障害)	60 日 (第 839 条 2.3 による延長もある)

第 865 条 警告カード

865.1 **イエローカード**：馬への虐待行為に関わる違反や不適切な行動、保護用ヘッドギア要件の遵守を怠った場合、その他本規程に指定した事例について、競技場審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表は、その馬の管理責任者にイエローカードを出すことができる。

865.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

865.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

付則 9 本条項は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

※3 回目の(あるいはそれ以上の) FTQ-GA 判定後の獣医検査については今後実施しない。